

建築基準法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う北九州広域都市計画地区計画の修正について

1 修正の理由

地区整備計画における建築物の用途の制限に関する事項について、建築物の用途を特定するために、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の条項を引用している部分があり、建築基準法及び障害者総合支援法の一部改正により、当該部分に条項ずれが生じるため、地区整備計画(建築物等の用途の制限)の一部修正を行うもの。

2 修正の内容(下線部が改正箇所)

(1) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号) 関連

様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、関係法律(都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法及び建築基準法等)が一括して改正された。

①建築基準法第48条及び別表第二関係

建築基準法第48条及び別表第二において、用途地域に田園住居地域が追加されたことに伴い、条項ずれが生じるため、以下の対象地区に関する規定を改める。

・建築基準法改正概要

改正前		改正後	
(新設)	(新設)	<u>(ち)</u>	<u>田園住居地域内に建築することができる建築物</u>
<u>(ち)</u>	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	<u>(り)</u>	近隣商業地域内に建築してはならない建築物
<u>(り)</u>	商業地域内に建築してはならない建築物	<u>(ぬ)</u>	商業地域内に建築してはならない建築物
<u>(ぬ)</u>	準工業地域内に建築してはならない建築物	<u>(る)</u>	準工業地域内に建築してはならない建築物
<u>(る)</u>	工業地域内に建築してはならない建築物	<u>(を)</u>	工業地域内に建築してはならない建築物
<u>(を)</u>	工業専用地域内に建築してはならない建築物	<u>(わ)</u>	工業専用地域内に建築してはならない建築物
<u>(わ)</u>	用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物	<u>(か)</u>	用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物

・建築基準法施行令改正概要

改正前	改正後
建築基準法施行令 <u>第130条の9の2</u>	建築基準法施行令 <u>第130条の9の5</u>

・対象地区(10 地区)

地区計画の名称	地区整備計画の地区の名称	修正内容
曲里地区	—	法(ち)→(り)
東田東部地区	—	法(り)→(ぬ)
東田西部地区	業務・利便施設地区	法(り)→(ぬ)
上葛原西地区	流通業務A地区	法(り)→(ぬ)
	流通業務B地区	法(り)→(ぬ)
陣原駅南口地区	商業業務地区	法(り)→(ぬ)
上葛原東地区	流通業務A地区	法(り)→(ぬ)
	流通業務B地区	法(り)→(ぬ)
	沿道地区	法(り)→(ぬ)
北九州テクノパーク八幡西地区	頭脳型産業地区	法(り)→(ぬ)
空港北町地区	航空関連施設集積地区	法(り)→(ぬ) 法(ぬ)→(る) 令 2 → 5
	空港関連サービス業集積地区	法(り)→(ぬ) 法(ぬ)→(る) 令 2 → 5
若松南海岸通り地区	—	令 2 → 5
大里本町地区	沿道地区	法(り)→(ぬ)
	文化観光地区	法(り)→(ぬ)
	駅前B地区	法(り)→(ぬ)

※法:建築基準法第 48 条及び別表第二、令 2:建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2

②建築基準法第 53 条関係

建築基準法第 53 条において、「建ぺい率」が「建蔽率」に改められたことに伴い、以下の対象地区に関する規定を改める。

・対象地区(3 地区)

地区計画の名称	地区整備計画の地区の名称
青葉台サイエンスパーク	研究開発地区
	研究開発・福祉関連施設地区
	研究開発・生活関連施設地区
東鞆ヶ谷町南地区	—
湯川地区	低層住宅地区
	文化・教育地区

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）関連

障害者総合支援法第 5 条において、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、同条第 15 項に就労定着支援が、同条第 16 項に自立生活支援がそれぞれ追加されることとなった。

これにより、現行の同条第 15 項の共同生活援助が第 17 項となり、条項ずれが生じるため、以下の対象地区に関する規定を改める。

・対象地区(12 地区)

地区計画の名称	地区整備計画の地区の名称
泉ヶ浦二丁目地区	住宅地区
青葉台サイエンスパーク	研究開発・福祉関連施設地区
舞ヶ丘地区	利便福祉施設地区
北九州学術研究都市南部地区	教育施設・住宅地区
	研究・文化・利便施設地区
乙丸地区	沿道地区
上葛原東地区	流通業務B地区
吉志北地区	—
吉田にれの木坂地区	住宅地区
曾根地区	医療・生活A地区
	医療・生活B地区
	医療・生活C地区
山路松尾町地区	低層住宅A地区
	低層住宅B地区
幸神・岸の浦地区	住宅・利便施設地区
泉台地区	低層住宅地区

3 施行期日

建築基準法及び障害者総合支援法の一部改正の施行日が平成 30 年 4 月 1 日のため、法律の改正に合わせて地区計画の修正を行う。